

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年7月2日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 証紙の消印がないものや、消印の日付を誤っていたものがあった。また、このことについて自主検査で見過ごされていた。（義務教育課）</p> <p>イ 支出について (ア) 自家用車を公務で使用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあった。（屋島少年自然の家） (イ) 1か月の勤務を要する日の全日数にわたって通勤実態がないにもかかわらず、通勤手当が支給されているものがあった。（高松北高等学校） (ウ) 中国・四国ろう学校PTA連合総会・研究協議会の負担金は私費負担とする必要があった。（聾学校）</p> <p>ウ 物品について 毒劇物出納簿について、使用数量が記載されていないものがあった。 (小豆島中央高等学校)</p> <p>エ 財産について 警備委託業務の巡回警備において、校舎内の未施錠の報告が散見されていた。「警備委託による校舎等の管理及び日番業務に関する規程」に基</p>	<p>ア 収入について 直ちに押印及び訂正を行った。今後は消印時に注意を払い、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 支出について (ア) 直ちに旅費を支給した。今後は、総務担当者において自家用車公務使用申請書と県内出張報告の確認を徹底する。 (イ) 直ちに戻入手続を行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>(ウ) 直ちに戻入手続を行った。今後は、支払先を確認し、私費負担に該当するものは適切に執行する。</p> <p>ウ 物品について 直ちに使用数量の記載をした。今後は、使用時に必ず出納簿に記載するよう職員に周知徹底する。</p> <p>エ 財産について 日番が巡回後、部活動等により引き続き施設を使用する場合は、引き継いだ者が必ず施錠、消灯の確認を</p>

	<p>づき、日番者等が火気・戸締まり等の確認を適切に行う必要がある。 (高瀬高等学校)</p>	<p>するよう、周知徹底する。</p>
検討指示事項	<p>ア 契約について</p> <p>(ア) 県と台湾桃園市のスポーツ交流事業の委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。 (保健体育課)</p> <p>(イ) 海外研修旅行企画手配業務の旅行会社への委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。 (高校教育課)</p> <p>(ウ) 概ね同一時期に実施する校舎と体育館の床面洗浄及びワックス塗布業務委託について、まとめて発注できないか検討する必要がある。 (高松商業高等学校)</p>	<p>ア 契約について</p> <p>(ア) 今後は、参加者負担分を含めた全額を支出し、参加者負担分を収入に計上することとする。</p> <p>(イ) 今後は、参加者負担分を含めた全額を支出し、参加者負担分を収入に計上することとする。</p> <p>(ウ) 次回清掃時より仕様書を一つにまとめて見積書を徴収し、一件の契約として実施する。</p>